

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書

年 月 日

塩釜地区消防事務組合 管理者 殿		申請者 住所 <u>〇〇県〇〇市 (〇〇町)</u> (電話 <u>〇〇〇-〇〇〇〇</u>) 氏名 <u>〇〇(株) 代表取締役 〇〇 〇〇</u> (印)	
設置者	住所	〇〇県〇〇市 (〇〇町) 電話 〇〇〇-〇〇〇〇	
	氏名	〇〇(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	
設置場所		〇〇県〇〇市 (〇〇町)	
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
設置の許可年月日 及び許可番号		〇〇年 〇〇月 〇〇日 指令第 〇〇〇 号	
設置の完成検査年月日 及び検査番号		〇〇年 〇〇月 〇〇日 第 〇〇〇 号	
対象となる地下埋設配管			
当該地下埋設配管の設置時の 完成検査期日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	
危険物の漏れを感知しその漏えい 拡散を防止するための措置の有無		告示第 71 条の 2 第 3 項第 1 号イ又はロに掲げる措置 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 告示第 71 条の 2 第 3 項第 2 号に掲げる措置 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無) 平成 15 年総務省令第 143 号附則第 3 項に掲げる措置 (<input checked="" type="radio"/> 有・無)	
直近の漏れの点検を行った年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	
期間延長後の漏れの点検予定期日		〇〇年 〇〇月	
その他参考となる事項			
※ 受付欄		備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
- 3 告示は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和 49 年自治省告示第 99 号)とすること。
- 4 ※印の欄は記入しないこと。

[休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書記入要領]

- 1 「申請日」は、申請書提出日を記入する。
- 2 「申請者」は、原則として危険物施設の設置者とする事。
- 3 「設置場所」欄は、危険物施設の設置場所を記入すること。
- 4 「製造所等の別」欄は、「製造所」、「貯蔵所」、「取扱所」の区分を記入すること。
- 5 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、「地下タンク貯蔵所」、「給油取扱所」等の細区分を記入すること。（施設に掲げられている看板に表示されています。）
- 6 「設置の許可年月日及び許可番号」欄は、危険物施設の設置許可年月日及び許可番号を記入すること。
- 7 「設置の完成検査年月日及び検査番号」欄は、危険物施設の設置の完成検査年月日及び検査番号を記入すること。
- 8 「対象となる地下埋設配管」欄は、当該申請をする配管を記載すること。（詳細がわかる図面等を添付してください。）
- 9 「当該地下埋設配管の設置時の完成検査期日」欄は、当該配管に係る設置又は、変更の完成検査を受けた期日を記載すること。
- 10 「告示第71条の2第3項第1号イ又はロに掲げる措置」とは、漏えい検査管により、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること、又は、危険物の貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行い、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していること。
- 11 「告示第71条の2第3項第2号に掲げる措置」とは、さや管その他漏れた危険物の流出を防止するための区画が地下埋設配管の周囲に設けられていること。その他、電気防食の措置が講じられている場合又は、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないもの（強化プラスチック製配管、合成樹脂配管）であること。
- 12 「平成15年総務省令第143号附則第3項に掲げる措置」とは、平成16年3月31日以前に設置許可申請がなされた施設で、漏えい検査管により1週間以内に1回以上危険物の漏れを確認し、かつ、貯蔵又は取扱い数量の100分の1以上の精度で在庫管理を行い、1週間に1回以上危険物の漏れを確認していて、かつ、所有者等は危険物の在庫管理に従事する者の職務及び組織、当該者に対する教育、在庫管理の方法、危険物の漏れが確認された場合にとるべき措置に関する事、その他必要事項の計画を定め当組合管理者に届出をしていること。

- 1 3 「直近の漏れの点検を行った年月日」欄は、直近の漏れの点検を行った年月日を記入すること。
- 1 4 「期間延長後の漏れの点検予定期日」欄は、次回の漏れの点検予定日を記入すること。（漏れの点検は、使用を再開する日の前日までに実施してください。なお、使用再開予定日が未定の場合は、「使用を再開する日の前日までに行う」と記入してください。） _